

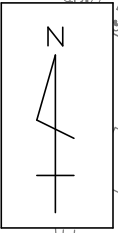
10. 石橋地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

| | | |
|-----------------|---------------|---|
| 名 称 | | 石橋地区 地区計画 |
| 位 置 | | 上越市石橋 |
| 面 積 | | 約 0.7 ha |
| 区域の整備、開発及び保全の方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、市の高田及び直江津地区の中間に位置する交通の利便性に優れた地域であり、周辺には市役所等の行政及び文化施設が立地している。</p> <p>また、地区の近隣には、幹線道路沿いに沿道型施設が立地しているとともに既存の集落があり、住宅地としての土地利用を行っている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の規制を積極的に推進することにより、用途の混在等による環境の悪化等を未然に防止し、良好な市街地環境の形成を目標とする。</p> |
| | 土地利用の方針 | 周辺地域と調和のとれた良好な環境を保全するための土地利用を促進する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 良好な環境形成及び保全のため用途を制限するとともに、一宅地当たりの敷地面積及び壁面位置等の適正な制限を設けることにより、雪に強いまちづくりを行う。 |
| 地区整備計画 | 面 積 | 約 0.7 ha (準工業地域) |
| | 建築物等の用途の制限 | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)店舗等の床面積が 3,000 m²を越えるもの</p> <p>(2)畜舎</p> <p>(3)建築基準法、別表第二 (ほ) 項第三号に掲げるもの</p> <p>(4)建築基準法、別表第二 (を) 項第二号に掲げるもの</p> <p>(5)建築基準法、別表第二 (を) 項第三号に掲げるもの</p> <p>(6)建築基準法、別表第二 (わ) 項第六号に掲げるもの</p> <p>(7)建築基準法、別表第二 (わ) 項第七号に掲げるもの</p> <p>(8)建築基準法、別表第二 (わ) 項第八号に掲げるもの</p> |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | 建築物 (公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。) の敷地面積の最低限度は、265 m ² 以上とする。 |
| | 壁面の位置の制限 | <p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から敷地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。ただし、独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下のものにあつては 60 cm 以上とする。</p> <p>(1)道路境界線より 2.0m 以上</p> <p>(2)隣地境界線より 1.5m 以上</p> |

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

石橋地区 地区計画図



道路中心界

筆界

水路中心界

八幡

三交

石橋

石橋会館

県道上越 脇野田 新井線

大豆

稻荷中江用水

薄袋

ひらせい
ホームセンター
新光町店

凡

例

地区計画区域及び
地区整備計画区域



1 : 2,500

0 50 100 200